

産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡市博多区東那珂二丁目1番8号

氏名 株式会社エイワ産業

代表取締役 木下 泰源

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 2 年 7 月 29 日

許可の有効年月日 令和 7 年 7 月 28 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（圧縮切断）：金属くず（自動車等破砕物を除く。） 以上1品目

中間処理（切断）：廃プラスチック類、金属くず（以上2品目については、自動車等破砕物を除く。）、木くず、ガラスくず等（廃ガラスウールに限る。）（以上4品目については、断面が20mm×200mm以下のものに限る。） 以上4品目

中間処理（破砕）：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。） 以上1品目

中間処理（破砕（移動式を含む。））：ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）、がれき類 以上2品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

圧縮切断施設：設置場所 福岡県八女郡広川町大字藤田字浦田前1568番1

設置年月日 令和2年1月28日

処理能力 99.6t/日（8時間）

切断施設：設置場所 福岡県久留米市荒木町藤田字浦田前1564番4

設置年月日 平成28年3月30日

処理能力 廃プラスチック類 1.23t/日（8時間）

木くず 1.93t/日（8時間）

金属くず 6.04t/日（8時間）

ガラスくず等 0.073t/日（8時間）

（以下裏面記載）

破砕施設 設置場所 福岡県久留米市荒木町藤田字浦田前1564番4

設置年月日 平成28年2月17日

処理能力 廃プラスチック類 2.59t/日(8時間)

破砕施設(移動式兼用): 設置場所 福岡県大牟田市新開町3番69

設置年月日 平成30年2月7日(移動式)

平成31年3月7日(移動式兼用)

処理能力 (出口セット(O.S.S)50mm)

ガラスくず等 425t/日(8時間)

がれき類 680t/日(8時間)

許可年月日 平成30年2月7日(移動式)

平成30年8月6日(移動式兼用)

許可番号 第613号(移動式)

産施第66号(移動式兼用)

以下余白

3. 許可の条件

(1) 移動式処理については、排出事業場敷地内において行うこと。

(2) 破砕施設(移動式兼用)については、出口セット(O.S.S)を50mm以下として使用すること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年 3月19日 変更許可により中間処理(圧縮)、中間処理(被覆線の剥離)、中間処理(切断)の追加

平成27年 7月29日 更新許可

平成28年12月21日 変更許可により中間処理(破砕)の追加及び中間処理(切断)に係る取扱品目(廃プラスチック類)の限定の変更

平成30年 5月10日 変更許可により中間処理(破砕(移動式))の追加

令和元年 6月7日 変更届出により中間処理(圧縮)及び中間処理(被覆線の剥離)の廃止並びに中間処理(切断)に係る取扱品目(紙くず、繊維くず、ゴムくず)の廃止

令和2年 7月29日 更新許可

令和5年 4月20日 変更届出により住所の変更

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 (有) ・ 無